

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 11 日現在

機関番号：12102

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730724

研究課題名(和文)ドイツ家庭教育における「対話によるしつけ」の法制論的・実証的研究

研究課題名(英文)Family education through dialogue in Germany: Legal theory and empirical research

研究代表者

荒川 麻里 (ARAKAWA, Mari)

筑波大学・人間系・助教

研究者番号：20389696

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円、(間接経費) 810,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、「対話によるしつけ」を可能たらしめる仕組みの法制論的・実証的な解明である。ドイツでは1979年の民法の親権条項改正により「親権」の用語を廃棄して「親の配慮権」へと転換した。同時に、親は子との「対話」に努めることが明記され、2000年には家庭における体罰が禁止された。これらの法制と親の養育態度に関する実証的調査を試みたが、予備調査において法制に関する親の認知度が極端に低いことが明らかとなった。今後は親がより身近に感じている州の規定に注目して解明を進めたい。

研究成果の概要(英文)：In Germany, Corporal punishment is prohibited in the home. German Civil Code was amended in 2000: "Children have a right to be educated without violence. Corporal punishment, mental injuries and other degrading measures are impermissible." 'Parental authority' (Elerliche Gewalt) was replaced by 'parental care' (Elterliche Sorge) in a reform law of 1979. Under this reform, parents are required to discuss issues of parental care with the child, as far as it is indicated, and endeavor to come to an understanding. However, a survey of parents showed awareness level of Civil Code reform still low. Most of parents are more concerned with state laws and state regulations than federal law. The result requires further elucidation of structure of 'Family education through dialogue' focusing attention on state laws.

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：教育学

キーワード：ドイツ しつけ 子どもの権利 体罰 虐待 家庭教育 対話 親権

### 1. 研究開始当初の背景

近年、しつけに必要な体罰として虐待を正当化する親の存在、犯罪者の被虐待率の高さ、体罰が子どもに与える心理的影響などの問題への関心が高まり、家庭における体罰を禁止する国が少しずつ増えてきている。2010年現在、世界で25ヶ国が家庭における体罰を法律で禁止している(2014年3月現在では、37ヶ国である)(End All Corporal Punishment of Children website)。学校体罰は109(2014年:127)の国と地域が禁止しているのに比べて、その数は決して多くはない。

家庭における体罰を禁止した各国の制度および実態調査を収集した研究によれば、「体罰を支持しない」という意識と法制化との間には相関関係が認められる。しかし、虐待との相関は明らかではない(Zolotor/Puzia, Bans against Corporal Punishment, *Child Abuse Review*, vol.19, 2010, 229-247)。虐待防止のための法整備は、各国において模索しつつ進められているのが現状である。

虐待問題は、単に親から子を引き離すことでは解決しない。親元で育つ子どもの権利を保障するためには、親への支援が必須の課題となる。暴力を用いない子どもとのコミュニケーション・スキル、対話の訓練は、親支援プログラムの重要な柱となっている(森田ゆり『しつけと体罰』童話館、2003年)。虐待加害者の支援プログラムで対話の訓練を行うということは、加害者にならない親は、ある程度の対話技術を有し、かつ「対話によるしつけ」が可能な条件下にあると推論できる。

例えば、2009年にドイツのAllensbach研究所が行った世代間ギャップに関する世論調査は、対話と体罰の関係について興味深い調査結果を示している。「子どもの頃、何かしてしまった時の親の反応」において、若い世代になるほど「対話」と回答する割合が高く、対照的に体罰の割合は低かったのである(R. Köcher, *Generationenbarometer 2009*, Berlin, 2009)。

そこで本研究では「対話」を視点に、ドイツにおける体罰を用いないしつけ、暴力のない教育について検討することとした。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、ドイツの家庭教育における「対話によるしつけ」を可能とする仕組みの法制論的・実証的な解明である。この仕組みの解明は、言い換えれば「暴力のないしつけ」の解明であり、なぜしつけが虐待という暴力へ変容するのか、どのように法はしつけに介入しうるのかを問うための基盤となるものである。

### 3. 研究の方法

本研究は、「対話によるしつけ」を可能とする仕組みの解明に向けて、I. 法制論的研究、II. 実証的研究の大きく二つの方法を用いる

こととした。

I. 法制論的研究では、親権法制とその理論、ドイツ基本法(憲法)における親の権利法制とその理論、本研究の分析枠組みの検討という3つの課題を設定した。

II. 実証的研究は、幼児期の子どもを持つ親を対象とする質問紙調査の実施を予定した。しかし、予備調査として行ったインタビュー調査において、仮説の検証が困難であることが明らかとなった。そのため予備調査のみにとどめ、I. 法制論的研究の範囲を拡張し、元連邦議会議員に対するインタビュー調査によって補った。

### 4. 研究成果

対話という方法は、ドイツ民法典の親権条項にははっきりと示されている。当該条文の全文は、次のようである。

1626

1項 親は未成年の子に配慮する義務を負い、権利を有する(親の配慮)。親の配慮は、子の身上に関する配慮(身上配慮)及び子の財産に関する配慮(財産配慮)を含む。

2項 親は子を育成し教育するにあたっては、自立的で自己責任を自覚した行為へと発達する子の能力と増大する欲求とを考慮するものとする。親は子の成長の程度に応じて、親の配慮の問題を子と話し合い、一致するように努めるものとする。

3項 両方の親との面会は、原則として子の福祉に属する。子がその成長に必要な結びつきを有する親以外の者についても、同様である。

2項に「話し合い」という方法を用いることが明記されている。この条文の改正の経緯とその理由を解明することが、本研究における法制論的研究の重要な一部である。

ドイツ民法制定当時(1896年8月18日、1900年1月1日施行)同条は「未成年の間、子は親権に服する」(1626条)とだけ記していた。日本の現行民法親権総則818条1項の内容はこれに酷似している。その後、1979年にドイツ親子法の最も大きな転換が行われた。「親の配慮の新規制に関する法律」(Gesetz zur Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge vom 18. Juli 1979, BGBI. I, S.1061)の課題は、親子関係の原則を明確化することであり、そのキーワードが「配慮」である。同法により、「親権」(Elterliche Gewalt)の用語は廃棄され、「親の配慮」(Elterliche Sorge)へと転換された。「Gewalt」は権力や暴力、「Sorge」は心配や世話を意味する。「配慮」の用語により、民法が制定された19世紀当時の親子関係の概念とその価値観からの脱却が図られたのである。「話し合い」という方法は、「自立」「自己責任」への発達という教育目的と同様に、この改正によって採用された。

上記の法律の政府法案（1973年）は、同条において「話し合い」を含んだ提案を行ってはいたが、その後の審議過程で大きく変更されることとなる。また、当初は子どもの自立性への親の配慮については明記していなかった。この文言をはじめて法案に盛り込み、連邦議会に提案したのは、同年4月27日付の法務委員会報告（BT-Drs. 8/2788）である。法務委員会において、その文言を用いた修正案が提出されたのは第7回（1978年10月）の審議であり、提案者はエマーリヒ（Alfred Emmerlich, 1928-）（SPD）とエンゲルハルト（Hans Arnold Engelhard, 1934-2008）（FDP）である。その理由についてエンゲルハルトは、自立的人格への教育に抗弁できる者はいないだろうと述べている。親権条項に教育目的と教育方法を規定するにあたり、誰も抗弁し得ないような文言を必要としたのであった。

成長しつつある存在としての子ども観は、成年年齢を21歳から18歳に引き下げた「成年年齢の新規制に関する法律」（1974年）の制定過程において共有されたものであり、その影響関係についても示すことができた。

法制論的研究のもう一つの柱は、憲法上の親の教育権に関するものである。現行憲法である「ドイツ連邦共和国基本法」の家族条項6条は、1949年5月23日の制定以来、これまで変更を加えられていない。しかし、この条文を上で触れた親権条項と同様の文言でもって改正しようとする動きが、何度も起きている。いずれも不採用となった提案であるため、これを取り上げる先行研究はほとんどない。しかし、本研究の視点からは、親子の対話を憲法規定にしようとする提案であり、注目に値する。具体的には、ドイツ再統一後の憲法改正案、その後の子どもの権利をめぐる法改正の動向、子どもの権利憲法条項化案の内容について、主としてドイツ連邦議会資料及び議事録を材料に分析を行った。

連邦議会第13期から現在までの子どもの権利の憲法条項化案の審議経過を眺めてみると、まず子どもの虐待事件などが法案提出を後押ししていること、そしてその文脈から、複数の具体的な法改正案と憲法改正案とが同時に審議されていることが特徴的であった。「性犯罪およびその他の危険犯罪の撲滅に関する法律」（1998年）、「教育における暴力追放に関する法律」（2000年）などが、憲法条項化案との同時審議の中で立法化されている。現実的な問題を前にして、より具体的・手続き的な立法が優先され、憲法改正は審議途中で会期終了という例もみられた。

上に触れた2000年の「教育における暴力追放に関する法律」（Gesetz zur Ächtung der Gewalt in der Erziehung und zur Änderung des Kindesunterhaltsrechts vom 2. Nov. 2000, BGBl. I, S. 1479）は、家庭における体罰を禁止した法律である。該当部分（1631条2項）の改正経過は次のようであ

る。

1986年：父は教育権により、子に対し適当な懲戒手段を用いることができる。申し出により、後見裁判所は適当な懲戒手段の行使によって父を援助することができる。

1957年：後見裁判所は申し出により、子の教育に際して適当な処置によって親を援助することができる。

1979年：屈辱的な教育措置は許されない。

1997年：屈辱的な教育措置、とりわけ身体的・精神的虐待は許されない。

2000年：子どもは暴力のない教育への権利を有する。身体的処罰、精神的侵害およびその他の屈辱的な措置は許されない。

暴力や虐待の禁止は1979年の親子法改正で提案されていた。しかし、当時の法務委員会の最終提案（連邦議会資料8/2788）はこれらの語を採用せず、「屈辱的な教育措置」を禁止することにより、適切な措置を行う親の懲戒権を再規定している。この判断については、例えば次のような理由が挙げられている。「教育措置と暴力・虐待は区別されるべきではあるが、それは親に対する制裁措置ではなく法的理想像の提示とアピールによってのみ可能である。」「教育手段は人間の尊厳に基づく限り有意義であることを提示し、これが虐待へ落ち込むことを抑止する。」「ここでいう「人間の尊厳」の不可侵（ドイツ憲法1条1項）そして人格発達権（同2条1項）については、子どももこれら基本権を有することが50年代より提唱され、1968年には連邦憲法裁判所判決でも確認されている。つまり、子どもの発達に応じて親の権利はその範囲や強度を縮減させていくのである。その後、家庭における体罰が禁止された背景にも憲法改正案が存在していた。

ドイツでは、暴力や虐待からの子どもの保護は親の配慮権との関わりにおいて検討され、具体的に法制化されてきた。憲法改正の提案は、そうした法制の不十分さを指摘するものと捉えることができる。実際に、残酷な虐待事件が後を絶たない現実があり、更なる改善が求められていることには疑いの余地はない。連邦議会の審議過程においても、この点に対立は見られず、現状認識では共通するところが多い。子どもは権利の主体であり、親は子どもの成長に配慮し、子どもは暴力から守られる権利を有する。これらは、再統一後から現在に至るまで、一貫した共通認識であった。それをどのように保障しうるのかという点において、とりわけ国家の介入をめぐっては対立があり、この点は今後も検討が必要である。

実証的研究で行った幼児期の子どもを持つ親に対するインタビュー調査で明らかになったのは、家庭における体罰が法律で禁止されているという事実の認知度の圧倒的な低さである。その認知度と養育態度との相関

をみる調査を予定していたが、実行に移すことが困難であった。親の関心は、連邦レベルではなく州や自治体レベルの実際の制度や手続きに向けられていることも明らかとなり、今後はこの点を踏まえた調査研究を課題としたい。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

荒川麻里 ドイツ民法典における子どもの自立性へ親の配慮の明文化過程 「成年年齢の新規制に関する法律」(1974年)を手掛りに、『ドイツ研究』2013年、pp.152-166、査読有

荒川麻里 ドイツにおける「子どもの権利憲法条項化案」棄却の論理 『教育制度研究紀要』2012年、pp.95-108、査読無

〔学会発表〕(計2件)

荒川麻里 ドイツにおける幼児教育改革の動向と原理：バーデン=ヴュルテンベルク州を事例として「日本教育制度学会」第21回大会、2013年11月16日(筑波大学)

荒川麻里 ドイツ民法典における子どもの自立性への親の配慮の明文化過程 「成年年齢の新規制に関する法律」(1974年)を手掛かりに 「フォーラム・ドイツの教育」第58回例会、2013年7月27日(明治大学)

〔図書〕(計0件)

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

荒川 麻里 (ARAKAWA, Mari)

筑波大学・人間系・助教

研究者番号：20389696

(2) 研究分担者 なし